

令和3年度 第9回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年8月23日(月)
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、南原調整監
4. 会議録に署名すべき委員の指名
森岡委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第9回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:27～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、井上委員さんをお願いいたします。

日程第3 議決事項

議案を入れ替えて、議案第33号教育支援委員会の答申についてを最初に審議をさせていただきますのでよろしくお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第33号教育支援委員会の答申についてお願いしたいと思います。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。これ以降担当の方から本日の資料内容について説明させていただきたいと思ひまして発言の許可をよろしくお願いいたします。

土居教育長：

よろしいでしょうか。

南原調整監：

よろしくお願いいたします。大変字が小さくて申し訳ありません。口頭で説明をさせていただきます。今年度の邑南町教育支援委員会の第1回の判定会議を7月15日に行わせていただきました。今回は7名新規対象の児童さんがいらっしゃいます。ただ報告させていただくのは7名のうち6名で、No.2の方については前回の教育委員会でお伝えさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

以下個人情報につき省略

土居教育長：

説明がありましたがご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

それでは議案第33号教育支援委員会の答申についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

それでは、議案第29号指定学校変更について審議をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第29号、指定学校変更についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、指定学校の変更申出書そちらの方資料を添付しておりますのでそちらをご覧くださいければと思います。

以下個人情報につき省略。

これについては以上でございます。

土居教育長：

この議案についてご質問ございますでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第29号指定学校の変更についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第30号一般図書採択について、これについて審議をしていただきます。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第30号一般図書の採択についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら図書一覧の方載せております。こういった図書の方今予定をしているところでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

一般図書については特別支援学級には教科書がありませんので、一般図書を活用する、利用するということを認める法律があります。それでこれを採択しておかないと特別支援学級が一般図書、このあるような図書、一覧について利用ができませんので教育委員会の審議を経て利用できるようにするという法律です。これは一般図書については島根県の教育委員会が選定をしておる一般図書ですので、我々が全部に当たるわけにはいきませんので、判断は県教委がしているということで判断をいただきたいと思えます。これについてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第30号一般図書の採択についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

それでは続いて議案第31号邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価について審議をお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第31号邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと令和2年度の点検評価報告書の方を添付させてもらっております。これまでのところ7月21日の教育委員会、8月2日の教育委員会で教育委員の皆さんからいただきました意見等につきましては、赤字の方でそちら修正をさせてもらっております。それから先般8月の10日になりますが第三者評価委員の皆様から様々な意見等をいただきました。これにつきましては14ページ、15ページ、16ページと3ページにわたっていただいた意見の方、青字でお示しをさせていただいております。それからいただいた意見の中でですね、8ページからの教育委員会の所見以降、点検評価の1から33までの個所についてですが、こちらのほうについてですね、指摘等々第三者委員の皆様からございませんでしたので、教育委員会でご質疑いただいた内容のままとなっております。第三者委員さんの方は説明を。それでは14ページの方からです。教育委員会の所見に関するところで(5)の新型コロナウイルス感染症拡大への対応ということで、学校での、先般水道の回転式のレバーからハンドル式に交換したことに対してのご意見等いただきま

した。併せて公民館の方もレバー式に変えておられたのでそれについて少し意見を委員の方からいただいております。それから次の施策1の方の1(点検評価2)の実践的な学習の推進についてこういった意見をいただいております。福祉教育についてですね、子ども達は福祉施設に来た時に言われてきたとかですね、ボランティアで来たとかいう気持で来るのではなくてですね、福祉の本質の方を学んで欲しいということのご意見がありました。それから次の③の確かな学力を育むのところにについてでございます。県の学力調査のことについてご意見をいただきまして、数学についてですね、もう少し論理的思考を成長させる方に力を入れて欲しいというようなことがありました。それから花まるさんすうのことについてですが、地域ボランティアの力を借りてですね、数リンピックや英検などもボランティアの方が、そういった方にも協力してもらえりような支援体制を作りたいというようなことがございました。それから花まるさんすうの英語バージョンをやってはどうだろうかいうふうなこともご意見いただいております。それから生活支援員さんの方についてもですね、今1年生、2年生のみとなっておりますが、3年生以降もですね、子ども達によってはですね、そういった支援が必要な子どもがいるのではないかいうようなところで、そちらの方の支援体制を考えてもらいたいということがありました。それからALTの先生について、現在先生と言う訳ではございませんが、過去に来られた先生の中で、なかなか日本語の理解の難しい方もおられたので、理解できる先生を配置してほしいというようなご意見をいただきました。それから去年の長期休業中のところでケーブルテレビを利用しての授業をしておりましたが、通常の夏休みとかの長期の休業中もですね、見れる時間帯を放送してほしいというご意見がございました。それから次の施策2のほうです。①の地域を担う意識の育成についてです。キャリアパスポート、令和2年度から実施しておりますが、これについての今後展望の方掲げております。それから②の地域を担う意識の育成としてふるさと教育のことについて、個所、個所ふるさと教育のことについてふれているところではありますが、ここにもございますが、生涯学習課の方もふるさと教育の方もやっておりますが、邑南町の教育の発展とキャリア教育の育成についても推進出来れば推進して欲しいというようなことがありました。

三上生涯学習課長：

地域を担う人材の育成のところからでございます。最初に青少年のところで、教育の場でも邑南の良さ地域、地元の良さをしっかりと伝えて行って欲しいということ、子ども神楽を通して伝統等伝えておられる委員さんの方から意見がありました。続いて学びと交流で広がる公民館事業ですが、社会教育主事を公民館主事が資格を取得しているが短期間で異動する場合がありますので是非長い間、経験をさせて欲しいということ。それから公民館での研修会があったのですが、石見養護学校の高尾先生に来ていただいていたの講演で、とても良い講演であったのでこれからも是非またこういった研修を行って欲しいということ。そして地域文化のところで久喜銀山についての指定のエリアが受けるところ受けないところとあると思うが、安全面もしっかり考えて見学活動出来るところを考

えていって欲しい。それから化石についての町民への公開を進めて欲しいということで、文化財を訪問する人が増えていると聞きますので、是非ともこういった機会を通してテレビでケーブルテレビ等活用しながら周知をしていってはどうかという意見が出ております。

高瀬学校教育課長：

当日は、3名の委員さんが欠席されました。欠席された委員さんの方にはですね、ご意見等ございませんかというところで、17日までの締切りで意見書の方を送らせていただきましたが、特に意見等ございませんでしたので、当日出席していただいた委員さんの意見をこちらの方にまとめた形で載せさせてもらっております。これについては以上です。

土居教育長：

かなりの方が発言をして、意見を言ってもらいました。質問も含めてありましたので、いづらか回答できるものについてはこちらの考えを返しておりますが、基本的には意見を聞く会ですので、できませんとかできますとか言わずに一応受け承っております。第三者委員さんの意見、骨子について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第31号邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

それでは続きまして、議案第32号令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号（案）について審議をお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第32号令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号（案）についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。最初に学校教育課の方から説明をさせていただきます。次ページに補正予算書第7号（案）について掲載しておりますのでそちらをご覧くださいと思います。まず歳入の方ですが、細節19の過年度分学校保健特別対策事業補助金についてでございます。補正額33万3千円です。これにつきましては昨年の1月に、各学校80万のコロナ対策の予算化をしたものがございまして、こちらにありますように高原小学校、市木小学校、瑞穂中学校について過年度分ということで補正額歳入の方上げさせてもらっております。それ以外の学校につきましてはすでに過年度分の処理をさせてもらっております。こちらの方だけは過年度分の処理が出

来ておりませんでしたので今回計上させていただきます。それから次雑入のほうですが、49 ALT教職員住宅等利用料です。補正額のマイナスの10万8千円となっております。これは当初令和2年度のところで来日予定の方がですね、4月からこちらに着任してもらえらるだろうということで住宅の使用料を組んでおりました。これにつきましては、令和2年度の方については来月の9月、下旬以降になりますがこちら邑南町の方に着任される予定となっております。併せまして令和3年度に着任予定の方、ALTの方ですが、この方につきましてもその翌月の10月に邑南町に着任予定となっております。それから歳出の方でございます。まず004の外国語指導助手費のところについてでございます。01の報酬につきましては先ほども言いました令和3年度に着任の方、4月から着任ということで当初予算を組んでおりましたが、先ほども言いましたように9月からの着任ということですので来れない期間分の報酬を減額しております。共済費も同じような考えで減額をさせてもらっております。それから08の旅費についてですが、当初来日した時にですね2週間の隔離等がございます。そういったものを当初予算に組んでおりませんでした。実際にいつ本来の着任があるかどうか不明瞭なところがございましたので、当初予算に組んでおりませんでした。10月に着任ということが決定しましたのでその分、こちら旅費ということで計上させてもらっております。同じように役務費も計上させてもらっております。それから13の使用料につきましては先ほども言いました住宅の使用料、着任がずれておりましたので着任のない期間の分だけ減額させてもらっております。それから18の負担金の方ですがこちらにつきましては日本語の研修の受講料ということで、当初令和3年度の方を予定しておりましたが、今回令和2年度の着任の方が確実にこちらに着任されるということになりましたのでその方の分だけこちらの方に日本語の研修受講料ということで2万5千プラスで計上させてもらっております。その次の02の自治体国際化協会負担金です。こちらにつきましては10月に着任されるALTの方の渡航負担金ということで計上させてもらっております。次02の小学校費の01学校管理費についてです。まず最初に001の小学校総務費についてでございます。これにつきましては緊急通報装置等各学校に設置をしてありますが、この度発報の検査をしました。きちんと警察の方にそういった緊急時の情報が伝達していくかどうかということで検査しましたが、そちらにありますように高原小学校、市木小学校、日貫小学校のところではシステムの不備によりきちんとした点検ができませんでしたのでこの度、改修するということで25万1千円計上させてもらっております。それから次017の小学校管理費、新型コロナウイルス対策費ということで、先般小学校のトイレの改修のことでお伝えさせてもらったかと思いますが、9月のところで予算化できましたので、それぞれ委託料と工事請負費ということで、当初お話しさせてもらっておりました高原小学校、瑞穂小学校、矢上小学校それぞれ予算計上させてもらうものでございます。それから次ページの03の中学校費のところについてですが、先ほどお話ししました緊急通報システムの不備等がございました。羽須美中学校ですがこちらシステム改修ということで8万4千円計上させてもらっております。次の中学校管理費の新型コロナウイルス対策費についても先ほどお話をさせていただきましたト

イレの洋式化ということで瑞穂中学校の方、それぞれ委託料と工事請負費を計上させてもらっている所でございます。学校教育課の方は以上でございます。

土居教育長：

学校教育課の補正予算案についてご質問がございますでしょうか。

森岡委員：

いよいよあれですね、3箇所に掛りますね、トイレね。

土居教育長：

続きは来年度の当初予算で出したいというふうに思っております。

森岡委員：

ここで補正が付くとをやっておくといいですよね来年が。

土居教育長：

続けてやらないといけないので、よろしいでしょうか。それでは生涯学習課をお願いします。

三上生涯学習課長：

歳入ですが、建築物耐震対策費普及促進事業補助金ということで、国の補助金の方が266万7千円新しく申請することによって、入ってきます。これは羽須美体育館の耐震診断費となりまして、計算上に出てきます額の半額が補助の対象になるということで533万4千円が面積に対する限度額となり、その半分の266万7千円となります。羽須美体育館の耐震の件につきましては、後の歳出のところでも詳しく説明をさせていただきます。続いて歳出です。社会教育費、社会教育総務費で新型コロナウイルス対策費でございます。これは成人式を令和2年度該当の方が1月3日、令和3年度該当の方が1月9日に成人式を計画しております。その成人式に参加していただく皆さんのPCR検査について補正予算を計上しております。R2年度につきましては、104人とプラス5、プラス5につきましては計上した段階で緊急事態宣言の地域に住んでおられる方については、帰ってきていただく前に一度していただいて、のちに全該当参加者については開催日72時間前のところで、皆さんPCR検査をしていただくようお願いをしていく予定でございます。R3年度につきましても全該当の96に対して、緊急事態宣言の地域に住んでおられる方が4名ということで、1万9千470円を単価として計算して出しております。今現在は緊急事態宣言の地域が拡大しておるんですが、人数が前後するかと思います。続きまして文化財保護費です。これにつきましては久喜銀山遺跡の国指定の通知が届いたのちに、記念式典等開催を予定しておりますので、それにつきましては補正予算となります。報償費39万5千円、旅費が7万3千円、需用費が55万

5千円、役務費が11万7千円、使用料及び賃借料が10万6千円。続きまして保健体育施設費の公共施設総合管理事業費で、羽須美体育館の耐震審査の委託料を計上しております。これにつきましては県の方から避難所になっています1000平米以上の建築物については、法律の中で、法律が建築物の耐震改修の促進に関する法律という法律がありまして、この法律の中で1000平米以上の避難所建物は耐震診断を行い、その結果を報告することとなっております。これについて報告をいつされるかという通知の文書が届いて、その時点で、それまで羽須美体育館につきましては平成9年に大規模増改築が行われていましたので、その際建築確認の申請に耐震性能を有していると判断しておりましたが、その時の増築部分のみが耐震性能を有していることがその文書をいただいて再調査した結果判明いたしまして、この耐震診断報告部分の期限が、令和3年3月31日という県の改修計画にありまして、それまでに実施し報告しなさいということでありましたが、実施できていなく、その後3年度になって実施なされていない理由について報告するように島根県のほうから通知があり、これに対してこの中の文章には、報告しないものに対する命令を発出する場合があることをご承知おきくださいということも謳ってありまして、その後町長等関係課と協議して、羽須美体育館は阿須那公民館ホール機能も兼ねており、阿須那小学校の行事にも使用されています。今後も阿須那小学校の体育館に大規模修繕が発生した場合等、複合的に使用していきたいということで耐震診断を受ける。耐震診断を受けたのちには次年度以降で、改修が必要な場合は改修して管理していくということで、この度9月補正にて耐震診断の補正予算を計上しております。先程の国の申請に関しましては、避難所の指定を解除なく避難所の運用を停止した状態で申請をすることの方が補助率が高いということで、避難所の運用を停止した状態で申請をして進めて行くという方向であります。以上です。

土居教育長：

説明が理解していただきましたでしょうか。羽須美村民体育館は、平成9年に増築をしております。増築をしたときに耐震診断が終わったというふうに認識をしておったのが、実は増築した部分は合格であって、旧の体育館部分については耐震診断ができてなかったということ。それで1000平米を超える避難所については平成3年の3月31日までに耐震診断の結果を報告する法律によって報告しなければならないということになっておりました。それまでも避難所を回避しようとか、止めようとかあるいは予算をとって診断をしようとかいうことも生涯学習課で動いたわけですが、いずれも却下されて、予算がついておりませんでした。そういう中で今回の3月31日までに報告をしなさいということを受けて、その羽須美体育館を避難所にするのか、外してしまうのかということも町長を交えて協議をさせてもらいました。阿須那地域にしてみると避難所にする村民体育館を避難所にしなくても羽須美中学校の体育館であるとか、校舎であるとかそういう避難所がいっぱいあるのに、村民体育館を避難所にして診断をする必要があるのかということも協議をしました。村民体育館は小学校の学習発表会等も利用していることもありますが、将来的に阿須那小学校の体育館が、屋根とか大規模な改修を

するような必要性が起こった時に、羽須美村民体育館を阿須那小学校の体育館に指定替えをするということも将来的には考えましたので、使うということになれば、耐震診断をして必要があれば補強をしておく必要があるんじゃないかというような判断をしましたので今回耐震診断の検診をしてもらうような補正を組んだということで、これについては補助があるので、2分の1が町の持ち出しということになるということでございます。

森岡委員：

建築基準は昭和55、6年だったかな、あんとき変わって、その後の指針で今のいろんなものができると思うんですよ。その時はそれ以後のものは耐震をクリアできるという前提でやられたと思うんですけど。これ平成9年ですか。で、全然できてなかったということですか。

三上生涯学習課長：

図面等わかる範囲で見ていきましたら、写真なんかでも体育館の中についても大きな改築があったんですが、建築確認の届出についてが増築部分だけなされていたということが。

森岡委員：

平成9年ですか、作られたのが。そうなってくると、建築基準法で耐震が厳しくなったのが57年ですね。それから、それ以降なんで、今でいう作られた段階で耐震をクリアしとるんじゃないかと普通思うんですけど、そうじゃなかったということになると設計が悪かったということですか。

三上生涯学習課長：

その設計、構造計算等の載っている書類が増築部分のところしかなく、設計書を探して電話番号を検索していったんですが、現在使われておられないということで設計事務所への問い合わせができなくなったところで。

土居教育長：

増築部分は問題ないけども、旧の体育館部分については。

森岡委員：

関係書類が無いので確認できないと。基本的にはやっとするはずですよ。基本的には、今の建築基準法改正以降なんで、耐震がおそらくクリアする設計がしてあるとおもうんですけど、それが無いということですね。

三上生涯学習課長：

はい。

土居教育長：

旧の部分も構つとる。

三上生涯学習課長：

床の張替え、天井、それから電気設備とかいろんなところも構っています。

土居教育長：

確認ができなということで。

三上生涯学習課長：

金額は1億9千万ぐらいで契約されてます。

森岡委員：

うちの町にはその書類が残ってない。

土居教育長：

合併前なので。

森岡委員：

要するに設計事務所さんがもうないと。

三上生涯学習課長：

はい。

森岡委員：

なんかもったいないね。

三上生涯学習課長：

もうちょっと、探すところがないんですが。まだそこもすべてのゼロに、無しにはせずに、もちょっとどっか何かはしていきたいとは思いますが。

土居教育長：

他ご質問ございませんでしょうか。それで、もう一つお諮りしたい事があるんですが、実は高原体育館。旧高原中学校の体育館だね。そこも避難所になっておって、あれは1000平米を超えない建物ではあるんですが。1000平米を超える、超えないにかかわらず、避難所になっているのに、耐震はせんのかというご指摘が多分、議会から

あった時に教育委員会として、体育的な施設を今後どういうふうにかこう考えて行くのかということについて、意見を求められる可能性もあります。それでいろんな社会体育的な施設、体育施設について、どこも残していきますよというのは、今の長寿命化ではそういうふうにしておりますが、変えていかなきゃならないような状況にもなってくるんじゃないかということで、今後教育委員会で、どういうふうに社会体育施設、学校体育施設を考えて行くのかということについて、協議をしていく必要がありますので、とりあえずは高原体育館について質問されたときには、今後教育委員会の中で協議を進めて行きたいということでお答えをしようと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。

森岡委員：

町全体の施設と今の状態で言うと、今後の維持管理費と見直しをやっとるんじゃないですかね。何ぼうを落とすとか。

土居教育長：

行財政改善計画で。

森岡委員：

そういう中には入ってないの。それはここには上げてないんですか。

三上生涯学習課長：

ここにはまだ。

森岡委員：

ない。この体育館は昭和32年ぐらいに作っとるんですよ、高原は。昔設計者にばっくと見て貰たんですよ。耐震なんかじゃなくて。この建物はだめだと当時言われて、だめだというのは危ないということで、中のトラスなんか下がっとるんじゃないかと当時言われたりして、何とかしなくちゃいけないねということで、当時これ何に使うという話もあって、剣道とあと桜を見る会ですかね、桜まつりぐらいしか基本的には使っていないんですよ。神楽もかいね。で、高原小学校の体育館もあるんで、それだったら学校改造という部分もあるんで、あこを使ってこれやっぱり将来的には取り崩すとか、なんとかする方がええねという話は、正式にはしてないですよ。当時のなんかあれでしたことがあるんですけど。そう思えば検討ということにして、本当なんか。

土居教育長

一応副町長も、そがあな方向で考えて行った方がええんじゃないかという、解体までは言わないけども、高原小学校の方を充実させていく方向で考えてみりゃあというようなご意見はご意見でした。

森岡委員：

いろんなところに避難所があるじゃないですか。高原とかあるんだけど、そうなってくると隣の公民館も避難所でしょ。小学校はなっとるかわからんですけど。

三上生涯学習課長：

避難所です。

森岡委員：

避難所でしょ。そうするとキャパシティから言うと、あえてあれを避難所として残しておく必要はないと、トイレの問題もそうだし、水一個でも大変だよね、そうなってくると、基本的には最初の梯子をはずす、それは避難所を。その理由は周りにあるからというふうにやっていって、最後に、解体をやっていく。

土居教育長：

避難所の管理は総務課なんで、総務課と協議調整をしていかないといけんのんだけど、各公民館エリアに一つ体育的なスポーツが行われるような施設を残していって、最終的にはですよ。他のところは大規模な改修をしなきゃならないような場合はもうしないというような、方向を打ち出していく必要があるんじゃないかなと思っていますので、今後詰めていきたいと思います。よろしく願いいたします。とりあえず質問が出た場合は、今後協議をするということで、回答していきたいというふうに思っております。

森岡委員：

近くに小学校の体育館もあるし。

土居教育長：

生涯学習課の補正予算案についてご意見は以上でよろしいでしょうか。あの、C I R についての減額補正は、次の12月にする。

三上生涯学習課長：

まだ、ように。

土居教育長：

決まっていない。

三上生涯学習課長：

はい。何となくの報告は。

土居教育長：

A L Tについては、日にちが示されていますが、C I Rについては、まだ不確実な来日予定ですので、減額補正は次の臨時会か12月のところで落とすということで承知をしていただきますようお願いいたします。それでは議案第32号令和3年度邑南町一般会計補正予算第7号（案）については承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

以上で、第9回を終了します。

(~11:30)